

第1 地域指定年度	昭和47年度
計画策定年度	昭和49年度
計画見直し年度	昭和52年度
	昭和56年度
	平成2年度
	平成12年度
	平成16年度
	令和2年度

鹿角農業振興地域整備計画書

令和3年3月

秋田県鹿角市

目 次

第1 農用地利用計画	1
1 土地利用区分の方向	1
(1) 土地利用の方向	1
(2) 農業上の土地利用の方向	3
2 農用地利用計画	6
第2 農業生産基盤の整備開発計画	7
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	7
2 農業生産基盤整備開発計画	9
3 森林の整備その他林業の振興との関連	9
4 他事業との関連	9
第3 農用地等の保全計画	10
1 農用地等の保全の方向	10
2 農用地等保全整備計画	10
3 農用地等の保全のための活動	10
4 森林の整備その他林業の振興との関連	10
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	11
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	11
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	11
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	15
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	15
3 森林の整備その他林業の振興との関連	15
第5 農業近代化施設の整備計画	16
1 農業近代化施設の整備の方向	16
2 農業近代化施設整備計画	16
3 森林の整備その他林業の振興との関連	16
第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	17
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	17
2 農業就業者育成・確保施設整備計画	17
3 農業を担うべき者のための支援の活動	17
4 森林の整備その他林業の振興との関連	17
第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画	18
1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標	18

2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	18
3	農業従事者就業促進施設	18
4	森林の整備その他林業の振興との関連	19
第8	生活環境施設の整備計画	20
1	生活環境施設の整備の目標	20
2	生活環境施設整備計画	20
3	森林の整備その他林業の振興との関連	20
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	20
第9	付図	21
別 添		21
1	土地利用計画図（付図1号）	21
2	農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）	21

別記 農用地利用計画

- (1) 農用地区域
- (2) 用途区分

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

鹿角市は、秋田県の北東端、青森・岩手・秋田三県のほぼ中央に位置し、東西に約 20.1 km、南北に約 52.3 km で、707.52 k m² の行政面積を有し、県北部を流れる米代川の最上流、奥羽山脈中に形成された地溝盆地とその南に続く山岳部と傾斜地からなっている。

人口は、戦後まもなくまで人口が増加したが、昭和 30 (1955) 年をピークとして鉾山の退潮により急激に減少を続けたほか、高度経済成長期やバブル経済期には職を求め県外(首都圏等)に流出が進んだと考えられ、その後も人口減少が進み近年は毎年 1.5% 程度ずつ人口が減少している。年齢階層別に見ると、年少人口、生産年齢人口とも減少が続く一方で、老年人口は増加傾向にある。産業別就業者数では、就業者人口の減少がみられるほか、第 1 次産業、第 2 次産業の就業者数が落ち込んでいるが、第 3 次産業の「医療・福祉」の就業者数が増加してきている。農業就業者については高齢化を背景に減少が進むことが予想されることから、農業人材についても確保・育成を進めていく必要がある。

このような現状から、農地から宅地等への地目間の土地利用転換は減少傾向にあるほか、市街地、集落地を問わず、住宅地の空洞化や空き家が増加している。

土地利用の現況は、令和 2 年度において、総面積 70,752ha のうち農業振興地域の面積は 19,537ha で、土地の利用は農用地 7,072ha (36.2%)、農業用施設用地 108ha(0.6%)、混牧林地 137ha(0.7%)、山林・原野 6,934ha(35.5%)、その他 5,286ha(27.0%)となっている。また、農用地の整備状況は、水田約 63.0%、畑地はほとんど未整備となっている。

こうした状況を踏まえ、今後の土地利用については、本地域の持つ自然等の環境に配慮しつつ、生活圏に対応した市街地の形成と農業基盤の整備を進めていく。また、農用地の確保とその利用促進を図るためには、ほ場整備により生産基盤の高度化及び農地の利用調整を積極的に進め、農業施設の効率的な更新整備を推進し、農業の生産性向上を進めることで、農業就労者の確保、特に若年世代への継承を目指し、認定農業者や法人等への農地集積に努める。

本計画において、農業振興地域は、市総合計画、国土利用計画、都市計画マスタープランその他の計画との整合を図りながら優良な農用地の確保に努めることで、総合的な農業の振興を図ることを基本とし、高度に利用できる優良農用地として確保することとする。

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用施設 用 地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率
現 在 (R2年)	7,072	36.2	108	0.6	7,071 (137)	36.2 (0.7)	—	—	—	—	5,286	27.0	19,537	100.0
目 標 (R12)	7,072	36.2	108	0.6	7,071 (137)	36.2 (0.7)	—	—	—	—	5,286	27.0	19,537	100.0
増 減	0	—	0	—	0 (0)	—	—	—	—	—	0	—	0	—

- 注) 1 資料：鹿角市資料
 2 上記の面積は、あくまでも「農業振興地域」を総面積とした際の各面積とする。
 3 () 内は混牧林地面積である。
 4 住宅地、工業用地はその他に含む。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農用地のうち、次の a～c に該当する農用地について、農用地区域を設定する方針である。

a 集団的に存在する農用地

- ・10ha 以上の集団的な農用地

b 土地改良事業又はこれに準ずる事業の施行に係る区域内にある土地

- ・農業用排水施設の新設又は変更
- ・区画整理
- ・農用地の造成
- ・客土、暗きょ排水、深耕、れきの除去、心土破碎、床締め、切盛り等

c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接し、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

本地域内にある森林、原野のうち、現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて農用地区域を設定する。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本地域の農用地等の面積は6,346.64haであり、その内訳は、農地5,659.12ha、採草放牧地443.08ha、混牧林地136.75ha、農業用施設用地107.69haとなっている。

本市の農業生産の中心は稲作であるが、古くからりんご栽培が盛んに行われ、近年では桃や転作田を活用したソバ、花きが生産量を伸ばしてきている。その一方で、担い手の高齢化による就農者の減少のほか、立地条件の悪い中山間地域等において、農用地の耕作放棄等の課題を抱えている。

これらの課題解決のため、人・農地プランや農業生産基盤整備の推進のほか、農地中間管理事業等の活用による農地の効率的な活用と担い手への農地集積を進めるとともに、多面的機能支払交付金、経営所得安定対策等の制度の活用などにより、再生可能な荒廃農地の解消等、農用地の維持・保全を図る。また、省力化機械等の導入による生産コストの低減や労力の軽減等を目指す。

水田については、適地適作の作付けを誘導するとともに、転作の団地形成を推進する。畑、樹園地については、作物別の集積化を進め高度な土地利用を図り、稲作を主体としながらも、野菜、果樹、花き、畜産など複合経営の強化、拡大を図っていく。また、遊休農地の有効活用策として飼料作物の作付を進め、飼料基盤の確保に努める。

採草地、混牧林地については、再編により集約化が図られていることから、良質な飼料基盤確保のため団地整備を図りつつ、良好な維持管理に努めるものとする。

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地		
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減
八幡平	1,245.09	1,261.66	16.57	124.10	124.10	0.00	50.00	50.00	0.00
花輪	1,746.91	1,763.98	17.07	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
尾去沢	84.58	84.72	0.14	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
十和田	2,582.54	2,611.68	29.14	318.98	318.98	0.00	86.75	86.75	0.00
計	5,659.12	5,722.04	62.92	443.08	443.08	0.00	136.75	136.75	0.00
区分 地区名	農業用施設用地			計			単位：ha		
	現況	将来	増減	現況	将来	増減			
八幡平	5.62	5.62	0.00	1,424.81	1,441.38	16.57			
花輪	32.65	32.65	0.00	1,779.56	1,796.63	17.07			
尾去沢	0.00	0.00	0.00	84.58	84.72	0.14			
十和田	69.42	69.42	0.00	3,057.69	3,086.83	29.14			
計	107.69	107.69	0.00	6,346.64	6,409.56	62.92			

イ 用途区分の構想

(ア) 八幡平地区

a 宮川地区

この地区の農用地約 **555ha** のうち、米代川及び熊沢川流域の平坦部は、主に水田として利用されている。概ねほ場整備が完了し、田畑輪作による複合経営に対応する汎用田としての条件を備えていることから、農地としての利用を進める。

地区の中央部に位置する熊沢川左岸の約 **250ha** については、高収益作物による園芸メガ団地の形成を伴う再整備により、農地の集約化、団地化をより推し進め、担い手の育成と生産性の向上による農地の更なる高度利用を進める。

b 曙地区

夜明島川及び熊沢川水系に属する農用地約 **815ha** のうち、水田については、概ねほ場整備が完了し、田畑輪作による複合経営に対応する汎用田としての条件を備えていることから、農地としての利用を進める。

西部丘陵地帯の畑については、野菜、葉たばこ、花きの生産地として団地化を進めながら、農地としての利用を図る。

南部山間部の採草放牧地約 **120ha** は、今後も、肉用牛の良好な飼料基盤として適切な維持管理を図る。

(イ) 花輪地区

a 花輪地区

米代川右岸に開けた農用地約 **500ha** は、概ねほ場整備が完了し、田畑輪作による複合経営に対応する汎用田としての条件を備えていることから、農地としての利用を進める。

福士川及び乳牛川水系に属する東部台地の農用地は、樹園地、畑として利用条件を備えていることから、農地として利用を図る。

西部丘陵地帯に展開する農用地は、地形上団地性が低いですが、樹園地、畑として利用する。

b 柴平地区

不動川、間瀬川及び根市川水系に属する水田は、概ねほ場整備が完了しているが、南西部の不動川沿いにおいては、再整備により農地の集約化、団地化と高収益作物の導入を進め、担い手の育成と生産性の向上による農地の高度利用を進める。

南東部の丘陵地帯に展開する農用地は、総体的には樹園地として利用されており、利用集積を進めて、樹園地として一層の団地化と高度利用を図る。

南東部の大曲地区には、農産物流通施設、育苗施設などの農業用施設が集約化されており、維持管理に努めるとともに有効利用により、農作業の効率化や生産性の向上を図る。

北東部の丘陵地帯の農用地は、概ね大型機械化による畑作及び畜産経営の条件を備えており、作目別の集団化による土地利用の再編を進める。

(ウ) 尾去沢地区

別所川水系に属する農用地約 85ha は概ね水田であり、山間地であるためほ場条件に恵まれないが、農地としての利用を維持する。

米代川右岸に位置する農用地は、団地規模としては小さいが、水田は概ね圃場整備が完了し、田畑輪作による複合経営に対応する汎用田としての条件を備えていることから、農地としての利用を進める。

(エ) 十和田地区

a 錦木地区

米代川及び大湯川水系に属する平坦部の農用地約 508ha は、ほとんどが水田として利用されており、概ねほ場整備が完了し、田畑輪作による複合経営に対応する汎用田としての条件を備えていることから、農地としての利用を進める。中でも末広地区においては、大区画ほ場への基盤整備を契機に園芸メガ団地が整備されており、水稻と野菜生産基地として農地としての高度利用を進める。

南東部の丘陵地帯は、りんご園が団地形成しており、今後も樹園地としての高度利用を進める。

b 毛馬内地区

小坂川及び大湯川水系に属する水田約 263ha は、概ねほ場整備が完了しているが、毛馬内市街地の北部の未整備区域においては、ほ場整備により農地の集約化、団地化と高収益作物の導入を進め、担い手の育成と生産性の向上による農地の高度利用を進める。東部の台地に広がる畑地については、作物別の集約化を進め効率的な土地利用を図る。

c 山根地区

この地区の農用地約 183ha は、田、畑が概ね半分ずつである。汁毛川水系及び高清水川水系の水田では、概ねほ場整備が完了し、田畑輪作による複合経営に対応する汎用田としての条件を備えていることから、農地としての利用を進める。

d 大湯地区

この地区の水田約 535ha のうち関上、大川原地区と、草木地区については、ほ場整備が完了し、田畑輪作による複合経営に対応する汎用田としての条件を備えていることから、農用地としての利用を進める。その他の地区の水田については未整備の区画であり利用効率が悪いことから、再整備により農地の集約化、団地化と高収益作物の導入を進め、担い手の育成と生産性の向上による農地の高度利用を進める。

関上及び内野地区の丘陵地は、樹園地を基本とした土地の高度利用を進める。

草木地区の丘陵地に展開する農用地は、総体的に畑として利用されているが、農道の未整備等による低利用地などが混在していることから、作目別の集約化、作物別の集約化と農用地に介在する林地等の一体利用を基本とした土地利用の再編を進める。

十和田高原及び川島地区の農用地は、酪農または肉用肥育牛の畜産振興地域として、採草地、混

牧林地を基本とした土地利用を促進する。また、十和田高原地区の農業用施設用地群については、養豚団地として利用する。

ウ 特別な用途区分の構想
該当なし

2 農用地利用計画

別記の通りとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農業生産基盤の整備は、本地域内の農業振興に欠くことができないものである。

水田については、各種補助事業等の活用により基盤整備を進めてきたところであるが、その整備率は88.3%程度となっている。また、早期に整備された地区においては、水路や頭首工、ため池等の水利施設の老朽化が進んできているほか、新たなほ場整備の実施にあたっては、高収益作物の導入や農地の集約化が必須となるなど、以前より厳しい条件が付されている状況にある。

このため、未整備地区においては、高収益作物による団地形成を視野に入れながら計画的に整備を進めるものとし、また、整備済みの地区においては、水利施設や暗渠排水施設等の整備を行うとともに、園芸メガ団地の形成を伴う再整備を計画的に進めるものとする。

畑、樹園地については、生産性の向上を図るための畑地整備を進め、採草放牧地については、市公共牧野の草地の適正管理を行うとともに、利用の定着と活性化を図るため、草地更新などの整備を計画的に進めるものとする。

ア 八幡平地区

この地区の水田は概ね面的整備は完了していることから、今後は、老朽化した水利施設の整備や、転作の団地形成に向けた暗渠排水施設の整備を進めるほか、園芸メガ団地の整備を伴うほ場の大区画化による再整備を進める。

馬見平地区の採草放牧地については、粗飼料の生産性を維持するため計画的な草地更新に努める。

イ 花輪地区

a 花輪地区

受益面積420haの幹線用水路であり地区の中央部を通る花輪大堰において、継続して水路改修を進める。

この地区の水田は概ね面的整備は完了していることから、今後は、転作の団地形成に向けた暗渠排水施設の整備を進める。

b 柴平地区

西部の花輪大堰水系の水田を中心として、水田の高度利用化と農地の集約化を図るため、ほ場の大区画化による基盤整備を進める。

ウ 尾去沢地区

この地区の水田は団地規模が小さくほ場条件に恵まれないが、東部の水田は土壌改良事業と併せた基盤整備により概ね面的整備は完了している。

エ 十和田地区

a 錦木地区

この地区の水田は概ね面的整備は完了していることから、今後は、老朽化した水利施設の整備や、転作の団地形成に向けた暗渠排水施設の整備を進める。

b 毛馬内地区

毛馬内市街地の北部及び汁毛川水系の水田において、水田の高度利用化と農地の集約化を図るため、ほ場の大区画化による基盤整備を進める。

c 山根地区

この地区の水田は団地規模が小さくほ場条件に恵まれないが、汁毛川水系及び高清水川水系の水田は土壌改良事業と併せた基盤整備により概ね面的整備は完了している。

d 大湯地区

大湯市街地より西部の未整備水田において、水田の高度利用化と農地の集約化を図るため、ほ場の大区画化による基盤整備を進めるほか、草木地区を中心に点在するため池については、計画的な施設補修に努める。

十和田高原及び川島地区の採草放牧地については、畜産振興地域として粗飼料の生産性を維持するために、計画的に草地更新を進める。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
県・(防) 農業用河川工作物等応急対策事業	頭首工 1 式	一の渡	98.0	1	令和 3 年～令和 6 年 (予定)
県・(競) 農地中間管理機構関連農地整備事業	区画整理 69ha	毛馬内北部	69.0	2	
県・(競) 農地中間管理機構関連農地整備事業	区画整理 100ha	柴内	93.4	3	
県・(競) 農地中間管理機構関連農地整備事業	区画整理 45ha	神田	44.2	4	
県・(競) 農地中間管理機構関連農地整備事業	区画整理	湯脇	52.2	5	
県・(競) 農地中間管理機構関連農地整備事業	区画整理	八幡平中央	255.0	6	
県・(防) 農業用河川工作物等応急対策事業	頭首工 1 式	十和田南	114.0	7	
県・(交) 水利施設等整備事業	幹線水路 4,000 m	末広堰	114.0	8	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

基盤整備の実施にあたっては、隣接する森林の施業にも考慮した路網の配置に努めるほか、森林の持つ水源かん養や土砂災害防止等の機能が十分発揮されるよう、自然保護と開発との調和を図り、健全な森林の育成を推進する。

4 他事業との関連

該当なし

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

都市計画法等の土地利用関係法と調整を図りながら、農業振興地域制度及び農地転用許可制度を適切に運用することで、農用地の無秩序なかい廃を抑制し、併せて遊休農地の発生抑制に努める。

既存の遊休農地については、農用地としての利用を図るため、所有者への保全管理の要請や担い手への集積・集約により有効活用を進める。

また、農地が持つ水源のかん養や自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能の維持・増進を図っていく。

2 農用地等保全整備計画

該当なし

3 農用地等の保全のための活動

遊休農地の発生抑制及び解消という観点から、農業委員会による農地パトロールや農地の適正管理指導を実施する。

人・農地プランを推進することで、農地中間管理事業等を通じた担い手への集積・集約化を図り、これにより農用地等の保全を行う。

また、農用地が持つ多面的機能を確保するため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度等を活用した、地域における農業施設の維持管理及び環境整備活動を継続していく。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

豪雨災害等による森林から農地への土砂等流入を防ぐため、森林経営計画の策定や森林経営管理制度の推進により、森林の適正な管理と整備を図る。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの労働時間（主たる農業従事者1人あたり2,000時間以内）の水準を達成しつつ、他産業従事者と遜色ない生涯所得を実現し得る年間所得（主たる農業従事者1人あたり380万円程度）を確保できるような農業経営が、本市の農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目指す。

なお、新たに農業経営を営もうとする青年等については、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得の5割以上（200万円以上）の農業所得を目標とする。

これらの達成のため、農地の利用調整や農作業受委託の調整、農業情報の提供や経営管理の指導等、農業経営基盤の強化を促進するための総合的な支援を展開し育成に努める。

< 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標 >

[個別経営体]

営農類型	作物別生産規模 (ha)	生産方法 〈基本装備〉	農業従事者 (人)
水稲単一	〈作付面積等〉 水稲 10.0ha (うち直播 3.0ha) 飼料用米 8.0ha	〈資本装備〉 トラクター1台 直播兼用田植機1台 コンバイン1台 乾燥機1台 他	<家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人
水稲＋ 工芸作物	〈作付面積等〉 水稲 4.0ha 水稲作業受託 (刈取・乾燥) 4.0ha 葉たばこ 1.0ha ※転換畑として 1.8ha の利用可能	〈資本装備〉 トラクター1台 田植機1台 コンバイン1台 乾燥機1台 葉編機1台 他	<家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人
水稲＋野菜	〈作付面積等〉 水稲 4.0ha 水稲作業受託 (刈取・乾燥) 4.0ha 夏秋きゅうり 0.25ha ※転換畑として 2.5ha の利用可能	〈資本装備〉 トラクター1台 田植機1台 コンバイン1台 乾燥機1台 ポンプ1台 動力噴霧器1台 他	<家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

営農類型	作物別生産規模 (ha)	生産方法 (基本装備)	農業従事者 (人)
水稻+野菜	〈作付面積等〉 水稻 5.0ha 夏秋トマト 施設 2,000 m ² ホウレンソウ (冬) 施設 2,000 m ² ※転換畑として 3.6ha の利用可能	〈資本装備〉 トラクター1台 田植機1台 コンバイン1台 乾燥機1台 パイプハウス (100 坪) 6棟 動力噴霧器1台 自動点滴灌水施肥システム1台 除雪機 他 ※稲作関連機械は3戸共同利用 ※ホウレンソウはトマト用ハウスを活用する	<家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人
水稻+野菜	〈作付面積等〉 水稻 4.0ha 水稻作業受託 (刈取・乾燥) 4.0ha アスパラガス 0.8ha ※転換畑として 1.9ha の利用可能	〈資本装備〉 トラクター1台 田植機1台 コンバイン1台 乾燥機1台 防除機1台 管理機1台 他 ※アスパラは長期どり栽培の導入	<家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人
水稻+果樹	〈作付面積等〉 水稻 4.0ha りんご 0.6ha もも 0.3ha ※転換畑として 1.8ha の利用可能	〈資本装備〉 トラクター1台 田植機1台 コンバイン1台 乾燥機1台 スピードスプレーヤー (共有) 1台 高所作業車1台 他 ※稲作関連機械は3戸共同利用	<家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人
水稻+花き	〈作付面積等〉 水稻 3.0ha テッポウユリ露地 0.4ha トルコギキョウ施設 600 m ² ※転換畑として 1.4ha の利用可能	〈資本装備〉 トラクター1台 育苗ハウス1棟 パイプハウス (100 坪) 2棟 他 ※稲作関連機械は3戸共同利用	<家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人
水稻+畜産	〈作付面積等〉 水稻 3.0ha 水稻作業受託 (刈取・乾燥) 2.0ha 肉用牛肥育 40 頭 飼料畑 2.0ha	〈資本装備〉 トラクター1台 田植機1台 コンバイン1台 他 ※稲作関連機械は3戸共同利用	<家族労働力> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

営農類型	作物別生産規模 (ha)	生産方法 〈基本装備〉	農業従事者 (人)
水稲+菌茸	〈作付面積等〉 水稲 4.0ha 水稲作業受託（刈取・乾燥） 3.0ha 菌床しいたけ 35,000 袋 施設用地 0.5ha ※転換畑として 2.2ha の利用可能	〈資本装備〉 トラクター 1 台 田植機 1 台 コンバイン 1 台 乾燥機 1 台 発生舎・抑制舎ポンプ 1 台 動力噴霧器 1 台 他 ※稲作関連機械は 3 戸共同利用	<家族労働力> ・主たる従事者 1 人 ・補助従事者 2 人
工芸作物単一	〈作付面積等〉 葉たばこ 1.8ha	〈資本装備〉 トラクター 1 台 管理機 1 台 葉編機 1 台 幹刈収穫機 1 台 他	<家族労働力> ・主たる従事者 1 人 ・補助従事者 1 人
果樹単一	〈作付面積等〉 りんご 1.1ha もも 0.4ha	〈資本装備〉 スピードスプレーヤー 1 台 高所作業車 1 台 格納庫 1 棟 他	<家族労働力> ・主たる従事者 1 人 ・補助従事者 1 人
野菜専作	〈作付面積等〉 夏秋トマト施設 3,500 m ² ホウレンソウ（冬）施設 1,600 m ²	〈資本装備〉 トラクター 1 台 管理機 1 台 パイプハウス（100 坪） 11 棟 作業舎 1 棟 動力噴霧器 1 台 自動点滴灌水施肥システム 1 台 除雪機 1 台 他 ※ホウレンソウはトマト用ハウスを活用する	<家族労働力> ・主たる従事者 1 人 ・補助従事者 1 人
野菜専作	〈作付面積等〉 ねぎ（夏取り） 0.5ha ねぎ（秋冬取り） 0.6ha ホウレンソウ（冬）施設 1,000 m ²	〈資本装備〉 トラクター 1 台 管理機 1 台 防除機 1 台 移植機 1 台 掘取機 1 台 皮むき機 1 台 作業舎 1 棟 パイプハウス（100 坪） 4 棟 他	<家族労働力> ・主たる従事者 1 人 ・補助従事者 1 人
養豚	〈作付面積等〉 養豚（一貫） 繁殖雌豚 50 頭 種雄豚 4 頭	〈資本装備〉 種豚舎 1 棟 分娩豚舎 1 棟 離乳豚舎 1 棟 育成豚舎 1 棟 肥育豚舎 1 棟 堆肥製造機 飼料タンク 自動給餌器 他	<家族労働力> ・主たる従事者 1 人 ・補助従事者 1 人

営農類型	作物別生産規模 (ha)	生産方法 〈基本装備〉	農業従事者 (人)
酪農単一	〈作付面積等〉 搾乳牛 40 頭 飼料畑 5.0ha	〈資本装備〉 畜舎 1 棟 堆肥舎 1 棟 パイプラインミルカー 1 台 バルククーラー 1 台 コンプリートフィーダー 1 台 トラクター 1 台 ショベルローダー 1 台 ロールベアラー 1 台 コーンハーベスタ 1 台 成牛 35 頭 他	<家族労働力> ・主たる従事者 1 人 ・補助従事者 1 人
畜産単一	〈作付面積等〉 肉用繁殖牛（黒毛） 50 頭 飼料畑 3.0ha	〈資本装備〉 牛舎 1 棟 堆肥舎 1 棟 トラクター 1 台 フロントローダー 1 台 2 トンダンプ 1 台 ローラー、プラウ 1 台 ロールベアラ 1 台 コーンハーベスタ 1 台 繁殖牛 50 頭 他	<家族労働力> ・主たる従事者 1 人 ・補助従事者 1 人

[組織経営体]

営農類型	作物別生産規模 (ha)	生産方法 〈基本装備〉	農業従事者 (人)
水稻単一	〈作付面積等〉 水稻 15ha 飼料用米 10ha 水稻受託 26ha (基幹 3 作業)	〈資本装備〉 トラクター 3 台 田植機 3 台 コンバイン 3 台 乾燥機 4 台 他	<組織労働力> ・主たる従事者 5 人
水稻+枝豆	〈作付面積等〉 水稻 15ha 枝豆 10ha	〈資本装備〉 トラクター 3 台 田植機 3 台 コンバイン 3 台 乾燥機 4 台 乗用管理機 1 台 播種機 1 台 ブームスプレー 1 台 もぎ取り機 1 台 洗浄機 1 台 選別機 1 台 袋詰機 1 台 予冷库 1 台 他	<組織労働力> ・主たる従事者 5 人

出典：農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（平成 30 年 3 月）

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市での認定農業者等を中心とした担い手への農地の利用集積は年々増加しているが、経営農地を拡大するにつれ農地が分散する傾向にあり、面的な集積が十分に進んでいない状況にある。その結果、生産費が係り増しとなり、このままでは担い手による農地の引き受けが困難となることが懸念される。また、農業従事者の高齢化等により、農地所有者からの貸付意向がさらに強まることが予測される。

担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、農業者の意向や地域の実情を踏まえながら、農地流動化施策の活用を促進していく必要がある。この実現のため、関係機関等との間で農地に係る情報の共有化を進めるとともに、市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び鹿角地域農業再生協議会による連携を強化していく。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

関係機関で連携し、「人・農地プラン」の実質化を進め、農地中間管理事業の活用によって、担い手への農用地の集積・集約を図る。集約については農地中間管理機構による利用権の交換が進むよう、農地中間管理事業を行っている鹿角市農業農村支援機構が中心となり、担い手間のマッチングを行う。

また、経営規模の大きい農業者や法人については、さらに経営面積を拡大できるよう、経営の効率化に加え、規模拡大につながる機械・施設の整備や、収益性の高い園芸品目や農産物の直売・加工部門の導入による経営の複合化・多角化に向けた取組みを支援する。

さらには、農業者人口減に対応するため、既存農業者及び新規就農者に対してスマート農業を推進することで高効率な農業による経営規模拡大や効率利用を進めるとともに、新規就農者については新規就農者サポートチームによる手厚い支援による早期の経営安定化・規模拡大を図る。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は本市の総面積の約8割を占めており、農家の多くが森林を所有し経営しているが、森林への関心の低下や森林所有者の世代交代により、手付かずで放置された森林が多く存在することから、森林経営計画の策定推進や、森林経営管理制度による林業事業者への再委託により森林施業を推進し、森林の計画的かつ総合的な利用促進と、農家経営の安定を図る。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

① 水稻

新食糧法の実施に伴う新たな米の流通体制に対応できるよう、生産性の高い稲作経営の確立と良質米産地としての銘柄確立を図るため、生産組合などによるライスセンターや育苗施設の更新整備、適地適品種への作付けの誘導を進める。

② 野菜

転作地も含めた作物別の集団化、パイプハウス等の施設化の一層の拡大を進め、団地化による集出荷体制の効率化、規格の統一など栽培技術の高位平準化に努める。

③ 果樹

りんご産地としての銘柄の確立を図るため、わい化栽培への改植や防除体制の再編強化による省力化、コスト削減を進めて、生産の安定化と共販体制の強化を推進する。

ももについては、品質の均一化と出荷体制の強化を図るため、さらなる生産面積の拡大を進める。

④ 花き

生産の拡大と露地栽培から施設栽培への転換を進め経営の安定を図るため、パイプハウス等の作柄安定施設の整備促進、種苗センター施設の機能強化を進める。

⑤ 工芸作物

葉たばこは、本市の立地条件に適した収益性が高く安定した作目であるが、労働力を非常に多く要し経営の近代化が遅れていることから、機械の共同利用等モデル集団による、高能率機械の普及を図り生産体制を強化する。

⑥ 畜産

飼料生産の効率化、集団化を図るための種雄牛の集中一元化管理による飼養管理の適正化と生産コスト低減のための体制整備を進め、畜産農家の経営安定を図る。

2 農業近代化施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

施設整備時には地域木材の活用による地域活性化に考慮するとともに、自然環境との調和を図りながら進める。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農業就業者育成・確保施設は、今後も既存施設の利活用を図ることとする。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

効率的かつ安定的な農業経営を担うべき人材の育成・確保を図るため、農業技術の向上のほか、鹿角市農業農村支援機構による経営サポート相談体制の充実強化を図る。

また、新規就農者に対しては農業次世代人材投資資金や青年等就農資金の利用により、研修中及び経営が不安定な時期における生活支援や初期投資に対する支援を行う。就農相談から経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要であることから、農地については農業委員会や農地中間管理機構が、生産技術や経営については市や鹿角地域振興局、農業協同組合等が手厚くサポートを行う体制を整え、地域の総力を挙げて地域の中心的な経営体へと育成していく。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

木材の生産と利用を推進するとともに、素材生産や製材等の林業関連事業における施設整備を支援することにより、地域経済の活性化を促し魅力ある就農環境の確保を図る。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

(農業従事者の他産業就業の現状)

単位：人

		従業地						合計		
		市内			市外					
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
自営業	第1次産業	374	289	663	5	4	9	378	292	670
	第2次産業	69	20	89	4	1	5	73	21	94
	第3次産業	46	24	70	6	2	8	52	26	78
	計	489	333	822	15	7	22	503	339	842
恒常的 勤務	第1次産業	54	26	80	3	3	6	57	29	86
	第2次産業	135	51	186	25	3	28	160	54	214
	第3次産業	100	70	170	17	7	24	117	77	194
	計	289	147	436	45	13	58	334	160	494
日雇 臨時雇	第1次産業	132	88	220	2	3	5	134	91	225
	第2次産業	24	19	43	8	1	9	32	20	52
	第3次産業	46	62	108	6	3	9	52	65	117
	計	202	169	371	16	7	23	218	176	394
総計		980	649	1,629	76	27	103	1,055	675	1,730
上記割合 (%)		60.16%	39.84%	100%	73.79%	26.21%	100%	60.97%	39.03%	100%

注) 資料：「鹿角農業振興地域整備計画の見直しに伴うアンケート調査結果」(令和2年2月)

(農業従事者のうち、農業以外の仕事に従事している人数についての設問。本アンケートによる結果として集計したものであり、実際の規模や統計等とは必ずしも一致しない。)

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

上記アンケート調査結果から農業以外の産業に従事している方が多いこと、農林業センサスから基幹的農業従事者数が減少していることから、農業従事者が安定的に農業に就業するためには産業としての農業を発展させることが不可欠である。このための基盤づくりの一つとして、将来の就業先の確保につなげるべく、地域農業の持続可能な担い手である法人の経営改善を進めるとともに、認定農業者へのフォローアップや法人化の支援に取り組む。また、スマート農業の積極的導入により作業の省力化やコスト縮減、規模拡大、生産性を向上させ、農業従事者や新規就農者の確保につなげていく。この他にも、農地の集積・集約、6次産業化や販路拡大による販売重視型農業を目指す取り組みにより、農業従事者の安定的な就業の確保及び就業の促進を図っていく。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林施業の集約化等の推進により生産性向上や森林資源の循環利用を図ることにより、林業における雇用の創出など、山村地域における農林業経営の安定化を図る。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

全国的に農業用水路への転落事故が増えていることを受け、安全施設が未設置の農業用施設について、改修等に併せ計画的に整備を進める。

2 生活環境施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林が有する多面的機能を十分に発揮するため、自然とのふれあいの場、憩いの場として、緑地公園等の施設の適切な維持管理に努める。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし